

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月8日
【会社名】	株式会社ポイント
【英訳名】	POINT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 福田 三千男
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
【電話番号】	(029)231-1101
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 新谷 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウ サウスタワー（東京本部）
【電話番号】	(03)6895-6011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 新谷 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年4月4日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社トリニティーツ（以下「TA社」といいます。）及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGS（以下「N9社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下それぞれ「本株式交換（TA）」及び「本株式交換（N9）」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下それぞれ「本株式交換契約（TA）」及び「本株式交換契約（N9）」といいます。）を締結いたしました。また、当社は、同日開催の取締役会において、新たに当社が100%出資する子会社である株式会社ポイント（以下「新ポイント社」といいます。）を設立し、当社および新ポイント社を当事会社とする会社分割（吸収分割）（以下「本吸収分割」といいます。）とあわせて「本件統合」といいます。）により、持株会社体制に移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2および第7号の各規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

本件統合の目的

近年当社を取り巻く経営環境は、少子高齢化やライフスタイルの多様化、外資系企業の日本進出などにより大きく変化しており、お客様のニーズはますます多様化・高度化しております。また、グローバル化の一層の進展とともに、日本市場のみならず、海外市場における展開や事業拡大を支えるサプライチェーンの強化が、経営上の重要な課題となっております。

このような経営環境の中、主にナチュラルテイストのファッションブランドを多数展開する当社、生活雑貨・衣料品・服飾雑貨等を扱うライフスタイル提案型ブランドを有するTA社という2つの小売グループと、優れたテキスタイルデザインや商品デザイン機能を持ち、アジア各国に拠点を持つN9社が統合することにより、幅広い顧客層と独自の商品企画機能を持つ企業グループを構築することが、企業価値を大きく高める視点から重要との判断に至りました。

また、本件統合と同時に持株会社体制に移行することにより、各社の成長力を支える事業基盤及び企業文化を尊重・維持しつつ、サプライチェーンや情報システム、管理面等のシナジー効果を最大限に発揮することが可能となる他、M&Aを含めたブランドポートフォリオの強化や海外展開の拡大が可能となります。

本件統合によって、お客様に提供する付加価値を最大化するとともに、より社会に貢献しうる企業グループとして成長を続け、当社株主の皆様のご期待に応えてまいります。

本株式交換（N9）について

（1）本株式交換（N9）の相手会社についての事項

商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年2月28日現在）

商号	株式会社NATURAL NINE HOLDINGS
本店の所在地	東京都渋谷区南平台町16番28号 グラスシティ渋谷
代表者の氏名	代表取締役 宮本 英範
資本金の額	10百万円
純資産の額	97百万円
総資産の額	97百万円
事業の内容	アパレル製品・雑貨の企画・製造・販売及び輸出入

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高	-	-	0
営業利益	-	-	0
経常利益	-	-	0
当期純利益	-	-	0

（注）N9社の設立年月日は平成25年1月29日であって平成25年2月期が初年度であり、初年度の経営成績は発生しておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
塩見 鉄弥	42.60%
宮本 英範	33.71%
株式会社ポイント	14.80%

株式会社M Management	8.89%
------------------	-------

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、N9社の発行済株式の14.80%の割合の株式を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換(N9)の目的

上記「本件統合の目的」に記載のとおりです。

(3) 本株式交換(N9)の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約(N9)の内容

本株式交換(N9)の方法

当社を株式交換完全親会社とし、N9社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施します。これにより、N9社は当社の100%子会社となります。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、当社において株主総会の承認を受けない簡易株式交換により実施する予定であります。

また、本株式交換(N9)の効力発生日は平成25年6月4日を予定しております。

株式交換に係る割当ての内容

	株式会社ポイント (株式交換完全親会社)	株式会社NATURAL NINE HOLDINGS (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	13.8

- (注) 1. 本株式交換(N9)により割当交付する当社の株式数は、普通株式：1,058,184株です(当社は、その保有する自己株式を本株式交換(N9)による株式の割当てに充当いたします。)。当該株式数は、平成25年2月28日現在における、N9社の発行済株式数(90,000株)に基づき記載しております。
2. 当社は、N9社の株式1株に対して、当社の株式13.8株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するN9社株式13,320株については、本株式交換(N9)による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。
3. 本株式交換(N9)に伴い、単元(10株)未満の当社の株式の割当を受けることとなるN9社の株主の皆さまにつきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。

その他の本株式交換契約(N9)の内容

当社がN9社との間で締結した本株式交換(N9)に係る株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ポイント(以下「甲」という。)と株式会社NATURAL NINE HOLDINGS(以下「乙」という。)は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換について、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式(甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条(当事会社の商号及び住所)

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社ポイント

住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社NATURAL NINE HOLDINGS

住所：東京都渋谷区南平台町16番28号グラスシティ渋谷

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に13.8を乗じた数の、甲が保有する甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式13.8株の割合をもって割り当てる。
 - 3 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

甲は、本株式交換により資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年6月4日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

- 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。
- 2 乙は、平成25年5月に開催予定の株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

- 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に定める場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを行う。
- 2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、（ ）甲を株式交換完全親会社、株式会社トリニティアーツ（以下「丙」という。）を株式交換完全子会社とする甲丙間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成25年9月1日が予定されていること、（ ）甲を吸収分割会社、甲が本契約締結日付で設立した甲の完全子会社である株式会社ポイント（以下「新ポイント社」という。）を吸収分割承継会社とする甲及び新ポイント社間の吸収分割契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成25年9月1日が予定されていること、及び、（ ）これらの取引は、本契約第3条第1項記載の本株式交換に係る交換比率に影響を及ぼさないことを確認する。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙で協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲において、会社法第796条第4項の規定により本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合で、効力発生日の前日までに当該承認が得られなかったとき、乙において、効力発生日の前日までに本契約について本契約第6条第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（合意管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月4日

（甲）茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

株式会社ポイント

代表取締役 遠藤 洋一

（乙）東京都渋谷区南平台町16番28号 グラスシティ渋谷

株式会社NATURAL NINE HOLDINGS

代表取締役 宮本 英範

本株式交換（N9）にかかる割当ての内容の算定根拠

イ．算定の基礎及び経緯

本株式交換（N9）における株式交換比率算定の公正性・妥当性を期すため、当社はグラントソントン太陽ASG株式会社（以下「GTT社」といいます。）を第三者算定機関として選定し、本株式交換（N9）に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を受領いたしました。その概要は以下のとおりです。

中期計画に基づく将来価値の現在価値への修正という、EBITDAを元に類似会社比較法によりN9社の企業価値を算定し、当社については市場株価方式を採用した結果、10.852～15.911という交換比率の算定結果を出しました。

当社は、第三者算定機関から提出を受けた算定結果を参考に、N9社との間で両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、その他の諸要因等を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、上記「（3）株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆さまの利益を損ねるものではないとの判断に至り、当該株式交換比率により本株式交換（N9）を行うことにつき、合意いたしました。なお、当社の市場株価の算定に際しては、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成25年3月1日から同年3月29日までの1か月間の終値平均株価を用いております。

ロ．算定機関との関係

算定機関であるGTT社は、当社及びN9社の関連当事者には該当せず、本株式交換（N9）に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

本株式交換（N9）の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ポイント
本店の所在地	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 福田 三千男
資本金の額	2,660百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	カジュアル衣料及び雑貨等の小売業

本株式交換（TA）について

（1）本株式交換（TA）の相手会社についての事項

商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年2月28日現在）

商号	株式会社トリニティアーツ
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル2階
代表者の氏名	代表取締役 木村 治
資本金の額	30百万円
純資産の額	504百万円
総資産の額	9,474百万円
事業の内容	生活雑貨・衣料品・服飾雑貨等の小売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高	10,726	16,874	26,475
営業利益	795	1,573	1,250
経常利益	357	1,399	1,260
当期純利益	22	1,293	568

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社フクソウ	97.04%
木村 治	0.38%
渡辺 裕幸	0.30%
倉地 誠	0.24%
小林 千晃	0.24%
北村 義輝	0.24%
杉崎 知	0.24%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	店舗開発用の業務提携システムの一部利用料として、年間約30百万円を当社がTA社より受け取っております。

（2）本株式交換（TA）の目的

上記「本件統合の目的」に記載のとおりです。

（3）本株式交換（TA）の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約（TA）の内容

本株式交換（TA）の方法

当社を株式交換完全親会社とし、TA社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施します。これにより、TA社は当社の100%子会社となります。

また、本株式交換（TA）の効力発生日は平成25年9月1日を予定しております。

株式交換に係る割当ての内容

	株式会社ポイント (株式交換完全親会社)	株式会社トリニティアーツ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	133.4

- (注) 1. 本株式交換 (TA) により割当交付する当社の株式数は、普通株式：2,474,703株です (当社は、その保有する自己株式を本株式交換 (TA) による株式の割当てに充当する予定ですが、保有する自己株式が不足する場合には、追加の自己株式の取得又は新たな普通株式の発行を実施する予定です。)。当該株式数は、平成25年2月28日現在における、TA社の発行済株式数 (18,551株) に基づき記載しております。
2. 当社は、TA社の株式1株に対して、当社の株式133.4株を割当て交付いたします。また、当社はTA社の株式を保有しておりません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。
3. 本株式交換 (TA) に伴い、単元 (100株) 未満の当社の株式の割当を受けることとなるTA社の株主の皆さまにつきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買取ることを請求することが可能です。なお、当社は、平成25年4月4日の取締役会において、平成25年9月1日を変更予定日として、当社普通株式に係る単元株式数を10株から100株に変更することを決議しております。

その他の本株式交換契約 (TA) の内容

当社がTA社との間で締結した本株式交換 (TA) に係る株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ポイント (以下「甲」という。) と株式会社トリニティアーツ (以下「乙」という。) は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換について、以下のとおり株式交換契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」という。) を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：株式会社ポイント

住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

（2）株式交換完全子会社

商号：株式会社トリニティアーツ

住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル2階

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に133.4を乗じた数の、甲が保有する甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式133.4株の割合をもって割り当てる。

3 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

甲は、本株式交換により資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年9月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、平成25年5月に開催予定の各株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行等に応じて必要がある時は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に定める場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを行う。

2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、（ ）甲を株式交換完全親会社、株式会社NATURAL NINE HOLDINGS（以下「丙」という。）を株式交換完全子会社とする甲丙間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成25年6月4日が予定されていること、（ ）甲を吸収分割会社、甲が本契約締結日付で設立した甲の完全子会社である株式会社ポイント（以下「新ポイント社」という。）を吸収分割承継会社とする甲及び新ポイント社間の吸収分割契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成25年9月1日が予定されていること、及び、（ ）これらの取引は、本契約第3条第1項記載の本株式交換に係る交換比率に影響を及ぼさないことを確認する。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙で協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙において、効力発生日の前日までに本契約について本契約第6条に定める株主総会の承認が得られなかったとき、国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（合意管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月4日

（甲）茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一

（乙）東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
新国際ビル2階
株式会社トリニティアーツ
代表取締役 木村 治

本株式交換（TA）にかかる割当ての内容の算定根拠

イ．算定の基礎及び経緯

本株式交換（TA）における株式交換比率算定の公正性・妥当性を期すため、当社は株式会社みずほ証券リサーチアンドコンサルティング（以下「みずほR&C社」といいます。）を第三者算定機関として選定し、本株式交換（TA）に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を受領いたしました。その内容は以下のとおりです。

（みずほR&C社）

TA社は、その中期計画の実現性にも当社で検討を加えたうえで将来価値を基にDCF方式及び類似会社比準方式を用いてTA社の企業価値を算定し、当社については市場株価方式を採用しました。各手法の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用方法	株式交換比率の算定結果
DCF方式	99.8075～213.7843
類似会社比準方式	70.2357～234.6309

（TA社の算定）

TA社は、第三者（TA社及び当該第三者間の契約により、当該第三者の名称は非開示としております。）にTA社の企業価値の算定を依頼し、類似会社比較法（EBITDA倍率）によりTA社の企業価値を算定し、当社については市場株価方式を採用し、株式交換比率を算定した結果が以下のとおりです。

採用方法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法（EBITDA倍率）	109.5～184.6

当社及びTA社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、その他の諸要因等を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、上記「（3）株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆さまの利益を損ねるものではないとの判断に至り、当該株式交換比率により本株式交換（TA）を行うことにつき、合意いたしました。なお、当社の市場株価の算定に際しては、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成25年3月1日から同年3月29日までの1か月間の終値平均株価を用いております。

□．算定機関との関係

当社の算定機関であるみずほR&C社およびTA社の第三者算定機関は、当社及びTA社の関連当事者には該当せず、本株式交換（TA）に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

本株式交換（TA）の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アダストリアホールディングス (平成25年9月1日に「株式会社ポイント」から商号変更予定)
本店の所在地	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
代表者の氏名	代表取締役社長 遠藤 洋一
資本金の額	2,660百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	グループ経営管理事業

本吸収分割について

(1) 本吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ポイント
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 遠藤 洋一
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	カジュアル衣料及び雑貨等の小売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

新ポイント社は平成25年4月4日設立であるため、開示すべき事項はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ポイント	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	新ポイント社は、当社の100%子会社です。
人的関係	以下のとおり、当社役員が承継会社の役員を兼務しております。 代表取締役 遠藤 洋一（当社 代表取締役専務執行役員） 取締役 福田三千男（当社 代表取締役会長兼社長） 取締役 五十嵐俊弘（当社 取締役専務執行役員戦略開発本部長） 監査役 廣田 滋（当社 常勤監査役）
取引関係	新ポイント社は平成25年4月4日設立であるため、取引関係はありません。

(2) 本吸収分割の目的

上記「 本件統合の目的」に記載のとおりです。

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

当社は、当社を分割会社とし当社100%子会社である新ポイント社を承継会社とする会社分割（吸収分割）を実施し、本件事業に関する権利義務を新ポイント社に承継させます。これにより、当社グループは持株会社体制へ移行することになります。なお、本吸収分割は会社法第796条第1項の規定に基づき、新ポイント社において株主総会の承認を受けない略式吸収分割により実施する予定であります。

本吸収分割の効力発生日は平成25年9月1日を予定しております。

本吸収分割に係る割当ての内容

新ポイント社（吸収分割承継会社）は、本吸収分割に際して普通株式1,000株を交付し、当社（吸収分割会社）はその全ての割当てを受けます。

その他の吸収分割契約の内容

当社が新ポイント社との間で締結する、本吸収分割に係る吸収分割契約書の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社ポイント（第5条に定める効力発生日に「株式会社アグストリアホールディングス」に商号変更予定。以下「甲」という。）および株式会社ポイント（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本吸収分割により、甲が営む一切の事業（株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除く。以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（当事会社の商号および住所）

本吸収分割を行う当事会社の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ポイント

住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：株式会社ポイント

住所：東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

第3条（本吸収分割に際して承継する権利義務に関する事項）

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙にしたがい、承継権利義務に含まれるものとする。

2 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて併存的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

本吸収分割に際して、乙は普通株式1,000株を交付し、その全てを甲に割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年9月1日とする。ただし、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は、平成25年5月23日に定時株主総会を開催し、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

- 2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
- 3 前二項に規定する手続は、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本吸収分割条件の変更および中止）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態および経営成績に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生しまたは発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となりまたは困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られないとき、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときまたは前条に基づき本吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月4日

（甲）茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一

（乙）東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一

(別紙)

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1. 資産

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、以下の資産は除くものとする。

甲の株式事務のための預金口座及び定期預金口座に係る預金

株式その他の有価証券の一切

物流業務に関する土地建物（所在地：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目14番1号）及び当該土地建物に関する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、差入保証金等その他の資産

甲のグループ運営業務により生じる売上債権、立替金、前払費用、貸付金その他の流動資産及び固定資産

2. 負債

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、以下の負債は除くものとする。

未払法人税等、未払事業税等、未払事業所税、未払配当金、未払消費税等、未払固定資産税、預り所得税、株主優待引当金

甲のグループ運営業務により生じる仕入債務その他の流動負債及び固定負債

3. 知的財産権

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。ただし、本件事業に関するブランドの商標権を除くものとする。

4. 雇用契約等

本吸収分割の効力発生日における全ての従業員（甲の子会社に出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む）。

5. その他の権利義務

(1) 本吸収分割の効力発生日において甲が締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本吸収分割の効力発生日の前日までに当該相手方の承諾を得られなかったものを除く。

(2) 甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能であるものの一切。ただし、甲が株式を保有する会社の事業活動に関連して甲が取得しているもの及びグループ運営に関する事業部門が管理するものを除く。

以上

本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

新ポイント社（吸収分割承継会社）は、当社（吸収分割会社）の100%子会社であり、本吸収分割により新ポイント社が発行する全株式を当社に割り当てる分社型吸収分割であることから、両者間で協議し、上記「

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容」に記載の割当内容としました。

本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、
総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ポイント
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
代表者の氏名	代表取締役 遠藤 洋一
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	カジュアル衣料及び雑貨等の小売業

以上